

第五十一回 参議院建設委員会議録第九号

(101)

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)
午前十時二十六分開会

委員の異動
三月二十三日

辞任

二宮文造君

補欠選任

白木義一郎君

出席者は左のとおり。

理事

稻浦鹿藏君

山内一郎君

小酒井義男君

内田芳郎君

大森久司君

小山邦太郎君

平泉涉君

米田正文君

達田龍彦君

前川旦君

片山秀二君

白木義一郎君

稻戸山三勇君

内海倫君

谷垣専一君

竹内藤男君

尾之内由起夫君

中島博君

政府委員
建設大臣

警察庁交通局長

建設政務次官

建設省都市局長

建設省道路局長

事務局側
常任委員会専門
員

○理事(小酒井義男君) 本日の会議に付した案件
○都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案
(内閣提出、衆議院送付)
○連合審査会開会に関する件

【理事小酒井義男君委員長席に着く】
○理事(小酒井義男君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
委員の異動について報告します。
昨二十三日、二宮文造君が委員を辞任され、そ
の補欠として白木義一郎君が選任されました。

○理事(小酒井義男君) 都市開発資金の貸付けに
関する法律案を議題といたします。
本案につきましては、本月十日説明を聴取いた
しておりますが、なお、補足説明を聴取いたしま
す。竹内都市局長。

【理事小酒井義男君退席、理事、稻浦鹿藏君
着席】

○政府委員(竹内藤男君) ただいま議題となりま
した都市開発資金の貸付けに関する法律案につき
まして、条文の説明を簡単に申し上げます。

この法律案は、都市開発資金の貸し付け対象並
びに貸し付け金の利率及び償還方法等に関し規定
したものであります。本則二カ条及び附則二項
からなっております。

まず、第一条は、都市開発資金の貸し付け対象
を規定したものであります。
貸し付け対象の一は、工場等のあと地の買取
りであります。すなわち、第一号に掲げておりま
す首都圏の工業等制限区域または近畿圏の工場等
制限区域内の制限施設であります工場等、及びこ
れと密接な関連を有する政令で定める施設並びに

これらの施設の附帯施設の敷地で、計画的に整備
改善をはかる必要がある重要な市街地の区域内に
あるものの買取りであります。
この二は、重要な都市施設用地の買取りであ
ります。すなわち、第二号に掲げております政令
で定める大都市の秩序ある発展をはかるために整
備する必要がある主要な街路、公園、緑地、広場、
その他の政令で定める公共施設で都市計画として
決定されたものの区域内の土地の買取りであり
ます。

第一条におきましては、国は、地方公共団体に
対して、これらの資金を貸し付けることができる
こととしたものであります。

次に、第二条は、第一条に規定する貸付金の利
率及び償還方法に関する規定であります。すなわ
ち、工場等の移転あと地の買取にかかる貸し
付け金につきましては、利率は年五分五厘、償還
期間は据え置き期間を含み十年以内とし、重要な
都市施設用地の買取につきましては、利率は
年六分五厘、償還期間は据え置き期間を含み十年
以内とし、償還はいずれも元金均等半年賦償還の
方法によることといたしております。

次に、附則であります。第一項におきまして
は、この法律は、昭和四十一年四月一日から施行
することといたしております。

最後に、附則第二項であります。この法律の
施行に関する事務の管理は、建設省都市局におい
て所掌することとし、このため、建設省設置法の
一部を改正することといたしました。

以上、都市開発資金の貸付けに関する法律案に
つきまして、逐条説明を申し上げた次第であります
。

○理事(稻浦鹿藏君) それでは、これより質疑を行
ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○遠田龍彦君 まず、質問いたしたいのであります
が、この都市開発資金の貸付けに関する法律案
であります。さきに首都圏の整備法というもの
がつくれました。あるいは近畿圏の整備法もそ
うでありますけれども、大都市の整備というもの
が非常に必要であるということで進められておる
が、わざであります。この首都圏ないしは近畿圏整
備法の中において、今回のこの都市開発資金が
計画の中でどう位置づけられ、どういう関連性を
持つておるのか。整備計画の中で見てまいります
と、この近郊地帯の設置の問題であるとか、あるい
は市街地内の開発区域の問題、その他のいろいろ首
都圏の過密化しておる状態の中でこれがどういう
役割りを果たしておるのか、そういう総合的な関
連において、これがどう位置づけられておるか、
そういう点について、少し具体的に御説明を承り
たいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) ただいま先生のお
しゃられましたように、首都圏並びに近畿圏の整
備につきまして、それぞれ法律に基づいて施策が
行なわれておるわけでございますが、一つは大都
市の内部、特に首都圏、近畿圏におきましては既
成市街地と申しておりますが、既成市街地の内部
におきまして、特定の地域は除いてございませんけ
れども、一定の区域につきまして、首都圏、近畿
圏の法律によりまして、工場等の制限をいたして
おるわけでございます。これは首都及び阪神とい
うような大都市に必ずしも立地することを要しな
いような機能が入ってくるのを防ぎ、さらに進ん
では分散させようという政策のあらわれでござい
ます。したがいまして、首都圏及び近畿圏の市街
地開発区域あるいは都市開発区域におきまして、
工場等の団地造成事業も行なわれておりまして、

その団地造成事業を行ないません場合には、首都圏、近畿圏の既成市街地から出てまいります工場につきまして、優先的にこれを受け入れるというような形で法律もできておりますし、施策も運用されておるわけでございます。したがいまして、この都市開発資金の第一号に掲げます工場等のあと地に必ずしも立地することを要しない機能を分散させていく。その場合に、あと地がまた別の人口集中を呼ぶようなものに使われるということでは困るということで、これは市街地の総合的な計画のもとに有効に利用していこう、こういう趣旨で結びついてくる。こういうふうに考えられるわけでございます。

それからもう一つ、首都圏、近畿圏の整備計画でいろいろな施設計画というものが立てられております。公園でございますとか、あるいは街路でございまますとか、あるいは道路でございますとか、あるいは市街地の再開発につきましては、いろいろな問題がござりますけれども、たとえて申しますと、一つは、大都市の内部におきまして、都心に一点的に集中してくる形がございましたとか、あるいは道路でございますとか、あるいは街路でございまますとか、あるいは土地を取得するということが、円滑にかつ有効に公共施設の整備を進めていくことができるというようなことで、第一号に掲げております重要都市施設用地の先行取得といふものが結びついてくる、かよううに考えておる次第でございます。

○達田龍彦君 それで、これはまあ建設省ではそういう計画をお持ちでありますけれども、実際にこれは東京都あるいは近畿圏内の各府県が、それに対する具体的のこれまで計画を持たない、府県内の開発あるいは再開発ということは非常に私は困難だらうと思うのです。それで、この提案理由の中を見てまいりますと、移転あと地の問題あるいは市街地の開発の問題に触れておられますけれども、一体、では首都圈整備法に基づいてこれは東京都が立てるのか、あるいは建設省が立てるのか、私もよくわからぬのでありますけれども、既成市街地の再開発計画というのは、一体あるのかどうか。あるとすれば具体的な御説明を賜

わりたいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) 御承知のよう、首都圏、近畿圏というのは、いわば地域計画的な整備ということで、まあ広い意味の計画という形で立てられておるわけです。これを受けまして、大都市の内部におきましては、都市計画として、いろいろ地域、地区でございますとか、あるいは各種の公共施設というものが都市計画として決定されておる。都市計画決定の手続は、東京都のほうの申し出によりまして建設大臣がきめるという形になつたわけです。特に大都市内部の再開発につきましては、いろいろな問題がござりますけれども、たとえて申しますと、一つは、大都市の内部におきまして、都心に一点的に集中してくる形がございましたとか、あるいは道路でございますとか、あるいは街路でございましたとか、地区改良事業でございましたとか、あるいは市街地改造事業とようというような趣旨で副都心の整備計画というのを立てております。東京で申し上げますと、新宿の副都心計画あるいは池袋の副都心計画といふやうなものは、これは都市計画としてきめ、現在着々と仕事をしておるわけであります。それから第二号に掲げております重要都市施設用地でございますとか、あるいは不良住宅地区の改良事業でございますとか、あるいは市街地改造法に基づく市街地改造事業、そういうような事業を都市計画の手続によりましてきめまして、そして事業の執行をやっておるわけであります。

○達田龍彦君 私が聞いているのは、これは都市計画法というのではなくて、あるいは市街地の再開発計画でござりますとか、あるいは不適住宅地区の改良事業でございますとか、あるいは市街地改造法に基づく市街地改造事業、そういうような事業を都市計画の手続によりましてきめまして、そして事業の執行をやっておるわけであります。

○達田龍彦君 私が聞いているのは、これは都市計画法というのではなくて、あるいは市街地の再開発計画でござりますとか、あるいは不適住宅地区の改良事業でございますとか、あるいは市街地改造法に基づく市街地改造事業、そういうような事業を都市計画の手続によりましてきめまして、そして事業の執行をやっておるわけであります。

○達田龍彦君 私が聞いているのは、これは都市計画法というのではなくて、あるいは市街地の再開発計画でござりますとか、あるいは不適住宅地区の改良事業でございますとか、あるいは市街地改造法に基づく市街地改造事業、そういうような事業を都市計画の手続によりましてきめまして、そして事業の執行をやっておるわけであります。

○達田龍彦君 そうしますと、具体的には、買上げられた土地をどう利用するかという利用計画はあるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 場所によつていろいろ利用が違うと思います。場所によりましては高層住宅地でござりますとか、あるいは相当高密の居住地域にするとか、あるいは公園を含みましたような計画にするとか、駐車場にするとか、あるいは場所によりましては代替地に使っていくというような、いろいろ利用方法は場所によつて違うと思いますので、その利用につきましては、貸し付けの際に、その地域の総合計画を出させまして、

そうしてその利用方法を見定めた上で貸し付けを行なつていくかというふうに個々にきめてまいりたい、こういうふうに考えております。

○達田龍彦君

そこで、意見はあとに述べますけれども、大体これに要する——貸し付けようとする貸し付けの総ワークですね、それは一体どの程度なか。それから初年度はどの程度これがわかれれば——将来その貸し付けの規模あるいは内容等について、拡大するという構想があると思いますけれども、そういう点についての具体的な構想、計画ですね、そういうものがあれば、まずお示しいただきたいと思います。

○政府委員(竹内藤男君)

私もといたしましては、考えがござりますけれども、現在のところ、四十一年度の予算といったしましては、十五億でございます。その内訳は、借り入れ金が十億、それから一般会計よりの受け入れ金が五億と、こういうふうになつてゐるわけあります。将来の問題といたしましては、十五億ではこの事業の遂行がなかなか円滑にいかない、と思いますので、将来はこれを拡大してまいりたいというふうに、われわれいたしましたが、参考までに、われわれいたしましたが、参考までございます。

○達田龍彦君

当初の説明では、なかなか総合的な大きな効果をねらつたような説明でありますけれども、実際貸し付ける金額になりますと、首都圏でもつて十五億ということは、私は意図すること結果は非常に——何といいますか効果の薄いものになる計画になつてゐるわけです。これで一體効果があるのかどうか大きな疑問を持つわけありますけれども、いまこの貸し付けの制度のあたり方についてお伺いいたしておきたいのであります。大体この貸し付け制度は、地方公共団体に国が貸し付ける制度になるわけであります。どつて、地方政府に国が貸し付けるといふ制度を從来まで思ひます。

○政府委員(竹内藤男君)

地方公共団体に対する貸し付け金といつましては、一つは、母子福祉

貸し付け金というのがございます。それから中小企業高度化資金貸し付け金というのがございます。それから消費生活協同組合資金貸し付け金といふのがございます。それから土地区画整理組合資金の貸し付け金がございます。それから開拓者資金の貸し付け金がございます。大体この五つが、地方公共団体に対する特別の貸し付けでございます。

○達田龍彦君

これは地方債等の公債等でこれをやつしていくという方法もあると思うのですが、その点についてのお考えを伺いたい。

○政府委員(竹内藤男君)

地方公共団体に対する貸し付け金でございますので、これは地方債に一応法律的にはなるわけであります。したがいまして、従来地方債計画といふ中でやつてしまいまして、いわゆる地方債といふものでこれをやつたらどうか、その点をどういうふうに考へておきたいと思います。ただがいまして、従来の拡大構想といいますが、そういうものが私は立たれて、その中で初年度がどの程度だという構想を持つことがこの制度を生かす道であると考えるのでありますけれども、先ほど質問したときには、その構想が今日の段階では明確でないところ、こういう状況でありますけれども、将来の具体的な構想はないにしても、大まかな考え方としては私は建設者になればならぬと思うのであります。まして、資金の規模あるいはその内容といふものについてしま一度、大まかな構想でもいいんありますが、御説明できれば説明をいただきたいと思います。

○達田龍彦君

再度お尋ねいたしておきますけれども、貸し付けの総額はわかりましたけれども、将来の拡大構想といいますが、そういうものが私は立たれて、その中で初年度がどの程度だという構想を持つことがこの制度を生かす道であると考えるのでありますけれども、先ほど質問したときには、その構想が今日の段階では明確でないところ、こういう状況でありますけれども、将来の具体的な構想はないにしても、大まかな考え方としては私は建設者になればならぬと思うのであります。まして、資金の規模あるいはその内容といふものについてしま一度、大まかな構想でもいいんありますが、御説明できれば説明をいただきたいと思います。

○政府委員(谷垣寧一君)

都市の開発でわざかに十五億といふのはまさにここと小さいことでございますが、私たち、当初この四十一年度予算を要求いたしました場合に、事務的には二百三十億ぐらいの要求を実はいたしたわけであります。こういうふうに非常に小さくなつたのであります。とにかく、こういう制度を確立していかないと、いまたとえば工場のあと地があると、けれども、ほかのほうへそれが動いてしまって、さて、こちらのほうであります場合にとても手がおくれてしまふく、こういう制度を確立していかないと、いまふうに考へておきたいのです。この資金は長期の見通しのものとにあらかじめ用地を確保していこう。それによって開発を押えていこうという資金でござりますので、いわゆる一般的の地方債で行なわれておきますのは、いわゆる事業に要する資金の貸し付けでござりますので、やはり一般の地方債では組み入れにくいのじやないかという点が第二点でございます。それから第三点といたしましては、ただいま申し上げましたように、用地を確保して

いこうということでございますので、将来の事業実施計画等十分調整をはかつてこの貸し付けを行なつて必要がある、そういうことで特別会計に特定の財源を確保して長期的な見通しのもとに貸し付け事業を行なつたほうが効果的ではないかと、こういうことで、以上の三点に基づきまして、一般的な方債によらないで特別の貸し付けの制度を設けたわけでございます。

○達田龍彦君

再度お尋ねいたしておきますけれども、貸し付けの総額はわかりましたけれども、将来の拡大構想といいますが、そういうものが私は立たれて、その中で初年度がどの程度だといふものでありますけれども、かなりこれから詰めいかなければならぬ分野があるよう次第でござります。少しこまかい点は都市局長のほうで用意はしておりますので、お答えはすると思いま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(竹内藤男君)

補足して申し上げます。が、重要都市施設用地の先行取得に関しましては、七大都市といふうに限りまして、先行取得に要する面積が千百ヘクタールくらい必要ではないか、それによる資金としては千七百億円ぐらいい必要ではないかというふうに考えておりま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(竹内藤男君)

補足して申し上げます。が、重要都市施設用地の先行取得に関しましては、七大都市といふうに限りまして、先行取得に要する面積が千百ヘクタールくらい必要ではないか、それによる資金としては千七百億円ぐらいい必要ではないかというふうに考えておりま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(谷垣寧一君)

都市の開発でわざかに十五億といふのはまさにここと小さいことでございますが、私たち、当初この四十一年度予算を要求いたしました場合に、事務的には二百三十億ぐらいの要求を実はいたしたわけであります。この資金は長期の見通しのものとにあらかじめ用地を確保していこう。それによって開発を押えていこうという資金でござりますので、いわゆる一般的の地方債で行なわれておきますのは、いわゆる事業に要する資金の貸し付けでござりますので、やはり一般の地方債では組み入れにくいのじやないかという点が第二点でございます。それから第三点といたしましては、ただいま申し上げましたように、用地を確保して

いたしておりますように、大東京なら大東京、大阪なら大阪の全体を通じての具体的な計画といふものがまだ未熟な状況でございますから、やはり起きてきましたものについて、とにかく応待をしていく必要があるということでこういう制度を発表したわけでございます。御指摘のよう

に、十五億でできる筋合いのものではございません。もつともっと大きくなるべきものだと思っております。ただ、それじゃ何千億、どのくらいの計画だとこうなりますと、まだそこまで実ははつきりしたものができるかねております。ただ、私たち、事務的にこういうよろなことかというよう

なものはございませんけれども、かなりこれから詰めいかなければならぬ分野があるよう次第でござります。少しこまかい点は都市局長のほうで

用意はしておりますので、お答えはすると思いま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(竹内藤男君)

補足して申し上げます。が、重要都市施設用地の先行取得に関しましては、七大都市といふうに限りまして、先行取得に要する面積が千百ヘクタールくらい必要ではないか、それによる資金としては千七百億円ぐらいい必要ではないかというふうに考えておりま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(竹内藤男君)

補足して申し上げます。が、重要都市施設用地の先行取得に関しましては、七大都市といふうに限りまして、先行取得に要する面積が千百ヘクタールくらい必要ではないか、それによる資金としては千七百億円ぐらいい必要ではないかというふうに考えておりま

すが、そういう状況でございます。

○政府委員(谷垣寧一君)

都市の開発でわざかに十五億といふのはまさにここと小さいことでございますが、私たち、当初この四十一年度予算を要求いたしました場合に、事務的には二百三十億ぐらいの要求を実はいたしたわけであります。この資金は長期の見通しのものとにあらかじめ用地を確保していこう。それによって開発を押えていこうという資金でござりますので、いわゆる一般的の地方債で行なわれておきますのは、いわゆる事業に要する資金の貸し付けでござりますので、やはり一般の地方債では組み入れにくいのじやないかという点が第二点でございます。それから第三点といたしましては、ただいま申し上げましたように、用地を確保して

て、総合的な計画の中でこれを実現していくところ、こういうたてまえ、そういう考え方で私は進めなければならぬと思う。そういう意味でお尋ねをすますのでありますけれども、たとえば、初年度十五億でもつて適当な土地を都に買い上げさせる、そ

します、具体的に申し上げますと、住宅公園道路、駐車場、ま歩そういうようなものに利用してまいりたい、こういうふうに考えます。

本來にござりましては、本月十四日 計画を取扱し
おります交通安全施設等整備事業に関する緊急措
定案申上げて
○政府委員(尾之内由紀夫君) 御提案申し上げて
す。尾之内道路局長。

いたしました。
第五条は、事業の実施計画についてであります。

いまず、具体的に申し上げますと、住宅、公園、道路、駐車場、まあそういうようなものに利用してまいりたい、こういうふうに考えます。

○達田龍彦君　では、そういう市街地の土地再開発の計画について、建設省でも、都でも、計画があれば私は資料をお出しをいただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

○政府委員(尾之内由紀夫君)　御提案申し上げて
おります交通安全施設等整備事業に関する緊急措
置法案につきまして、補足説明をいたします。
この法律案は、本則八条と附則二項からなつて
す。尾之内道路局長。

いたしました。
第五条は、事業の実施計画についてであります。

あれば私は資料をお出しをいただきたい、というところをお願いをいたしておきます。

それからさらにもう一箇お尋ねをいたしておきますけれども、都でも、あるいはその他の県でも、貰還計画をつくらなければならぬ。で、これ

置法案につきまして、補足説明をいたします。
この法律案は、本則八条と附則二項からなつて
おります。

ま申しました三ヵ年計画に即しまして、効果的に交通事故を防止し得るよう協議により実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならないこととするとともに、提出されました実施計画が三ヵ年計画に際らしまし

○政府委員(竹内藤男君) 期間十年で、法律に書いてござりますように、据え置き期間がございまして、元金半年賦償還でございますが、ただ、これは事業化されると、事業資金のほうから用地

確保する必要がございます道路につきまして、総合的な計画のもとに交通安全施設を整備することによりまして、交通事故の防止をはかり、あわせて交通の円滑化に資することを目的としたしております。

て適当でないときは、國家公安委員会及び建設大臣は、その変更を指示することができる」といたしました。

に相当する資金が出てまいりますので、事業化されまして事業資金によつて償還するというような形になつてくるかと思ひます。工場あと地等につきましても、たとえば住宅を建てるということになりますと、住宅建設事業のほうに用地費がござりますので、その用地費をもつて償還財源とすら、それから重要な都市施設につきましては、それぞれ街路事業、公園事業につきましても用地費

都道府県公安委員会が実施いたします信号機、道路標識、道路標示の設置、それから道路管理者が行なう横断歩道橋、歩道、道路標識、さく、街路燈、区画線等の設置を交通安全施設等整備事業としてまとめております。なお、從来から実施してまいりました道路の改築と一緒に行ないます交通安全施設の整備は含まないことといたしております。

第七条は、道路管理者が実施するこの種の事業に要する費用についての国の負担または補助の特例の規定であります。

この法律においては、道路法の規定にかかわらず、指定区間内の一般国道については、第二条第三項第一号ロに掲げる事業に要する費用について

がござりますので、その用地費を償還財源とする
という形になつてまいります。したがいまして、
十年の償還期間といふように書いてござりますけ
れども、そういうことによりまして、ある、は賞

す。
第三条は、交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定をすることについての規定をいたしております。

その二分の一を国が負担するものとし、指定区間外の一般国道及び都道府県道、市町村道については、事業に要する費用の二分の一を国が負担または補助することとしたわけでござります。

遺期間の途中で事業化されといふことになりますと、繰り上げ償還ということになつてまいるかというふうに考へてゐるわけです。

すなわち、国家公安委員会及び建設大臣は、交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮しまして定める基準に従いまして、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聞きまして、昭和四

第八条は、道路管理者である建設大臣の実施計画の作成権限の委任に関する規定でありまして、政令で定めるところにより、地方建設局長または北海道開発局長に委任することができるごとくい

〔速記中止〕
○理事(稻浦鹿藏君) 速記をつけて。
本來についての審査は、本日はこの程度ことじ
めます。

十一年度以降の二カ年間において、これら事業を実施すべき道路を指定するものといたしました。

第四条は、交通安全施設等整備事業二カ年計画につきまして規定したものでありまして、国家公

たしたわけでございます。
最後に附則でござりますが、この附則におきましては、この法律の施行期日を定めましたほか、道路整備特別会計法の一部改正に関する事項を規

○理事(稻浦鹿藏君) 次に、交通安全施設等整備

安委員会及び建設大臣は、協議いたしまして、昭和四十一年度以降の三ヶ年間におきまして実施す

定したものでござります。

ものでござります。

附則第二項は、道路整備特別会計法の一部改正に関する規定でありまして、指定区間内的一般国道について交通安全施設等整備事業を行なう場合における地方公共団体の負担金を道路整備特別会計の歳入とするため、道路整備特別会計法第三条に所要の改正を加えたものでございます。

以上が、この法律案の概要でございます。
○理事(福浦彦藏君) それではこれより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○村田秀三君 きょうは、ただいま説明をいたしました法案につきまして原則的なことだけをお伺いをいたしまして、別途、次の機会に詳細に検討したいと、かように考えます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 基準につきまして第一番目にお伺いをいたしますのは、第三条の総理府令、それから建設省令の基準ですね、この基準をひとつお伺いしておきます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 基準につきましては、これから政令を定めることでございまして、現在どういうものを考えておるかということを申しますと、まず二つございますが、一つは、交通事故が多く発しておる道路、こういうものの基準といたしまして、交通事故の多発の度合いを、交通量と交通事故によります死傷者の数との関係でとらえまして、交通事故による死傷者の割合が交通量から見まして、ある一定以上の数値となりますとえれば一日交通量が一千台ぐらいの道路におきましては、事故率四〇〇、これは絶対数に換算いたしましたとえば一万台の道路におきましては、この事故死傷者がいるということを意味するものでござりますが、そういうような事故率四〇〇、交通事故が多発しておる道路といふに認めようと考えております。たとえば一日交通量が一千台ぐらいの道路におきましては、事故率四〇〇、これは絶対数に換算いたしましたとえば一万台の道路におきましては、この事故死傷者がいるということを意味するものでござりますが、そのような基準をこえるよう

考へたいと、かように考へております。

○村田秀三君 第二の基準は、ただいま申しましたほかに、交通事故やあるいは事故の度合いは、必ずしもいま申しました基準に達してはおりませんが、現実には警察官の交通整理指導あるいは学童の横断を保護しております。警察官以外の人々の存在、協力によりまして、まあからうじて事故の発生を免れておるような危険性の高い道路、そういうようなものを指定していくというようなことで、この二つの観点から指定基準を定めたい、かように考へております。

○村田秀三君 それでは、まあその問題につきましてもいろいろの意見があるところではあります。が、それは別にいたしまして、この交通事故といふものが起きる原因ですね、ただいまは交通量を基準にして言われたわけであります。この交通事故の原因、それをまあ形態別にといいますか、たとえば雨が降ってスリップしたとか、あるいはガードレールがあれば事故を阻止できただんではないかとか、それから道路上の問題、あるいは気象思ふんですが、そういうものを分類したものがありますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) これは警察署のほうで非常に詳細な統計をとつております。したがいまして、詳細な数字はそういう資料でござらないただきたいと思つておりますが、たとえば、昭和四十年中におきます類型別あるいは原因別の死亡事故件数というようなものを簡単に申し上げますと、人と自動車、人あるいは原付バイクと自動車との関係におきましては、横断歩道を横断中の死亡事故件数が三百六十五件、全体の三・一%、横断歩道外を横断している際に起つたものが千七百五十二件、一・四・七%、その他通行中のものが二千七十二、一七・四%、それから自動車対自動車、自動車と原付バイクとの関係におきましては、出

%、それから原付バイクと自動車、原付バイクと車両のもの、それらにつきましても、いま申しましたようなくらいにいろいろパーセントが出ております。またたとえば踏切等におきましては、踏切における人の事故が三百二十五件、原付

百三十四件、そういうように詳細に分析されております。これは別途資料でごらんいただいたほうが早いかと思います。

○村田秀三君 ただいまの資料ですね、これはあとで出していくべきだと思いますが、そうしてまた、この問題はむしろ連合審査でやつたほうが明瞭かになると思うのでありますけれども、その道路の構造上の問題で事故が発生したと考へられるもの、たとえばガードレールがあれば阻止したんじやないか、あるいはセンターラインがもう少しきちんとしておれば防げたんじやなかろうか、あるいは歩道がきちっとしておれば事故が防げたんじやないか、こういうような角度からの資料と

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいま申しますたような統計の中に、道路の構造の可否といいますか、道路事情によって起こった事故というものがやはり分析されております。ただ、これは非常に全国的に、ある程度警察官の判断によるものでございまして、そのどこまでが道路事情であるか、どこまでが運転者の過失であるかということは非常にむずかしゅうございます。そこで私どもは、一昨年来警察署のほうと共同いたしまして、全国に五百五十キロほど非常に事故の多い個所につきまして、そういう分析をいたしております。

○政府委員(尾之内由紀夫君) そこそぞういうような、まあ大体それは交通事故の——交通量の多い路線でございまして、どういう

いますか、報告書まで出ておりませんが、そういう角度から積極的にただいま御質問のような趣旨の解明につとめておる次第でございます。

○村田秀三君 その結論が出てから私はもつと詳しことを申し上げたいと思ひますが、道路整備五ヵ年計画ですね、この中で道路整備と同時に、安全設備をつくるうとするまあ経費といいますが、個所といいますか、それはどういう状態になつておりますか。

○政村委員(尾之内由紀夫君) この法律では、先ほど申し上げました道路の改築に伴つて行なわれるのは除いてござります。と申しますのは、道路の改築を行なうべきものは当然道路の改築として行なうたてまえに考へております。しかし、原則的に、たとえば歩道が要るところには道路を設置する、あるいは横断歩道橋が要るところには横断歩道橋を設置する、街路灯が要るところには街路灯を設置する、それは当然でございます。それから山道等でガードレールが必要なところにはガードレールを入れる、これも当然でございます。ただ従来やもししますと、道路の整備を急ぐといいますか、延長をかせぐという観点から、まことに重点を置いておつたきらいがあつたのでござりますが、最近交通事故が非常に重要な社会問題になつてしまつましたので、私どもも、道路管理者に対しまして、極力改築の際にこういうものの実施を指導いたしております。十全とは申しませんが、たてまえはそういうことでやつておる次第でございます。

○村田秀三君 その経費の配分なんかはわかりますか。

五

○政府委員(尾之内由紀夫君) これは各道路政策をする際の設計ごとに出てまいりますので、ただ細にデータが、実施中でございまして、結論とい

數字になりますが、このよきな基準をこえるよう

道路を交通事故が多発しておる道路といふに申しますと、一キロメートル当たり年間七・三人とい

ます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) これは各道路政策をする際の設計ごとに出てまいりますので、ただ細にデータが、実施中でございまして、結論とい

いま申しましたように、都市周辺ではそういうものが非常に大きなウエートを占めておる、いなかのほうではそういうものはほとんどないというようなことでございました、ちょっとと詳細に数字を出すということは簡単にまいりませんので、たとえば直轄事業当たりで調べればある程度大まかなことはわかりますが、ただいま手元を持っておりません。また、直轄等につきましては、調べて別の機会に御報告できるかと思います。

○村田秀三君 基準といふものは省令、府令で出るわけですが、したがいまして、この出たものでないわゆる事業量をきめるということでなければならぬわけであります、いまの話でございますと、これは別途で、いわゆる府令あるいは省令の大まかな考え方の方はこうであるという説明であります。その説明をいたしましたその基準で、いわゆる事業量、事業個所、そして予算、こういうものが組まれておると思うのですが、その関係はどうなつておられますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 実はこの法律案を提案いたします前には、私ども大体大まかながら、どのくらいあるだらうかということをつかんでみたいわけでござります。これは先ほど申しましたように、警察庁関係では詳細な統計もございません。私ども大体の見当はつくわけでございまして、その際全体どのくらい緊急にやるものがあるであろうかということを把握いたしました場合であります、約千億くらいのものがあると計算したわけでございます。先ほど申しました道路の改築と一緒にやるといふものはもちろん除きましたし、すでに一応でき上がつておる道路が安全上不備である、こういうものを大体選びまして拾いましたところ、大体千億くらいであろうと見たわけでござります。ところが、そのうちどうしても急いでやらなければならぬといふに、特に緊急といつまでもやらなければならぬといふものを選定いたしました結果、おおむね六百億見当、これだけは

とにかく緊急に措置すべきである。かようだ大まかにつかんだわけでございます。そこで、それを大体大ワクといたしまして、この三ヵ年計画では、全体で六百四十七億くらいの事業規模を考えております。先ほど二つの観点から申し上げました基準は、大体それらをやはり裏づけるものになります。あるう、むしろ全国的なバランスをとる、あるところでは非常に交通安全が行き過ぎた、あるところでは不備であったということがないよう、全国的にバランスをとるために基準として、このくらいで大体いけるんじゃないかということでお試案をいま用意しつつあるわけでござります。そういう関係にございます。

○村田秀三君 これは私もよくわかりませんからむしろ聞きたいところであります。よく説明を受ける際に、事業量ということになりますと、金額で出してくるわけですね。これは先般の委員会で河川の問題で論議したときに出てまいつたのであります。が、私どもが常識的に考える事業量というのは、事業する個所、道路であればキロ数であるとか幅員であるとか道路の規模であるとか、そういうことだと思うのですが、えてして金額で説明されておる資料が多いのだし、いまの説明も金額で出されておる。金額でどうしていけないかといふことになりますと、物価が非常に不安定であるから、その物価に関連して計画する個所数なり、実質的な事業量というものが縮小するということもこれは当然あり得るわけでござりますから、そういうことで、私どもは金の面よりも、むしろそのものずばりのものがほしい、そうしてまた、事業量という表現は、そういう意味で使つてゐるわけであります。そういう言い方が間違いながらどうか、国会の場で論議をする場合に、事業量ということになると、予算とか金額とかといふものがほんとうなんだということであれば、これからそういうよきことばの使い方を改めます。が、その辺はどうなんですか。そこで、いまは金の面を聞きましたが、つまりこの基準で計算をすると、東京都は何カ所ぐらいとか、四号線はどの

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいま全体の規模を金に換算して申し上げたのでござりますが、私どもは、やはり事業の量としてとらえようと思つております。こまかくまで閣議で決定するかどうか、それは別のテクニックといいたしまして、たとえば歩道でござりますと、延長何キロ、あるいは立体的な横断歩道橋であると全体で何カ所、バスの停車帯をつくるのは何カ所、あるいは道路照明は全体で何本、それから防護柵、ガードレール、は何キロつくるというふうに、それぞれ事業量で基礎を積み上げております。それらを全体の道路の延長にいたしますと、これはまだはつきり延長が出てまいりません。大体交通安全施設整備の対策が立てられました道路の延長としては、三万キロないし四万キロになるだらうかと思ひます。それで、この三年計画の閣議決定の中では、この事業の目標と事業の量を定めることになつております。事業の量を定める場合には、お金ではなく積み上げが全部ございまして、それを総合して何キロというふうな形であらわすことになるだらうと思います。なお、ただいまお話のございました四号とか、六号、これは一級国道でも一般国道でも、建設大臣の指定された国道でありまして、これらはもちろん大部分交通安全施設をやるべき、先ほど申しました事故率からいいましても、みな入る路線であると思います。そのどこをやるかということは、これはさらにこまかいことになります。年次ごとの実施上の計画にならうかと思ひます。この三年計画の中にはそこまでもちらんこまかくは入れられておりません。

○村田秀三君 その辺のところをもうと詳しく聞きたいわけです。というのは、三年計画の初年度はどことどこを計画しているのだ、このことは

ひとつ大まかでもよろしくお問い合わせを承りますから出しあげます。そこで、私が申し上げたいのは、三年計画を立てたけれども、二年目になりますと、計画の初年度において基礎資料をとる際のと、客観的な情勢というものがこれは変わつていると思うんですね。たとえば、私は次に聞きたいと思うのですが、いわゆるだいまの事業量を策定するために基礎資料をとった、つまりどこぞこの道路のどこが死亡の度合いが高いか、この資料はあるわけでしょう。その資料というものは、これはいつとったものであるのか、四十年度であるか、三十九年度であるか、あるいは四十一年度であるか、たとえば三十九年度の資料であるとするならば、おそらく四十年度にはまた情勢が変わつているはずだし、今年はもつと変わつていてありますから、それにはいつの資料を基礎にして計画を立てられたか。

○政府委員(星之内由紀夫君) これは、私どもは一番新しい資料というつもりで、ただいま各道路管理者並びに都道府県の公安委員会でいろいろ調べております。つまり一番新しい資料でということがございますが、どの地点でどうということは、実はこれは点でとらえるというよりもむしろ長くとらえるという考え方になつておりますので、おそらくそういう年次的に急に事故があつたから、今まで入つておらないところが入つてくるということは、もちろん例外はございますけれども、そんなにないじやないかと思うのでござります。たまたま先ほど申しましたように、一般国道の建設大臣が指定しました区間などは、おそらく全部入るというような考え方でござりますが、茨城県のどこの地先だけ、こういうふうにはこまかく実際の問題として指定できないと思います。ですから、そのために四十年度と四十一年度と事態が非常に変わることとは、おそらくなかろうというようになります。しかし、もしあつたとすれば、これはもちろん措置すべきものだ、かように考えております。

それから、先ほど 前段でお話しございました
四十一年の実施個所というのをございますが、
実はこの法律制定の上でできるだけ早くいまの関
係の基準をつくりまして、それで実施していくた
いと思って、ただいまこれもいろいろ調査をいた
しております。まあこの法律ができますれば、す
みやかに三ヵ年計画をきめ、この手続に従いまし
て実施計画に持っていくということでございまし
て、ちょっといまの段階でどこという個所まで提
出する資料は、実際問題として間に合わないかと
思います。

○村田秀三君 その辺のところを私は次の機会に

もつと詳しく聞いてみたいと、こう思うわけです
が、この三ヵ年計画ということではあります
が、この三ヵ年計画とということではありませんが、こ
の三ヵ年というのはどこから出たか、何といいま
すか、まあいままでの例ですと、大体、治山にし
る、道路にしろ、五ヵ年計画ということでやつて
いるわけであります。三ヵ年計画といふのをヒ
ントですね。

るところに対する対策という速効的なねらいを持つております。そこで、道路計画は五ヵ年でござりますから、普通五ヵ年というのが常識かと思いますが、特にそういう意味におきましては、道路緊急整備計画と関係なく、一応それ以上急ぐという意味におきまして三ヵ年としたわけでござります。先ほど申しましたように、全体規模をおおむね六百四十七億と考えております。四十一年度は百九億予定いたしておりますが、まあこのようなものをもつと早く二年でやればそれにこしたことはございませんが、従来これに相当する仕事をどのくらいやっておったかと申しますと、いまの百九億のまた何分の一くらいしかございません。したがいまして、急に一年でやれといつてもなかなか実際できかない。先ほど申しましたように、やはり出先における道路管理者と都道府県、公安委員会ともいろいろ資料についての調整、そういうことものがございますので、幾ら急いでも三ヵ年でや

るうとういうふうに考えておりまして、三ヵ年計画としたわけでござります。ただ、この三ヵ年計画はたまたま道路整備五ヵ年計画の最終年度——四十三年度と一致することになりましたけれども、それに合わせるというよりも、むしろ幾ら意いでもこのくらいはかかるだろうという観点からきましたと申し上げることが適當かと思ひます。

○**村田秀三君** 大体要點の質問は終わりますけれどもまだまだ出されました資料に基づいて詳細に検討したい問題があるわけです。それで一つだけ、一つは意見、一つは質問ということになるかも知れませんが、交通安全ということばで建設省が取り上げたということは、今回初めてじゃないかと私は思うのですが、その点どうかということと、それからまあ、そういう意味では交通安全の問題と道路構造の問題というものはこれは密接不可分である、こうお考えになつたからこのような措置をされたのかどうか、その点。

それからそれに関連するわけでありますが、今後はこの交通行政ですか、これは自治省関係、特に警察ですか、それから建設、どちらが主管をして行政を進められようとしているのか、この点をひとつお伺いしたいと思います。

○**政府委員(尾之内由紀夫君)** 道路の交通安全に対する関係でございますが、従来、道路法に基づきまして道路の整備はもちろん、交通の安全を考えておりますが、そう具体的にはいつておりませんで、一般的に交通の発達に寄与すると、公共の福祉を増進するというような抽象的な言い方で言われておつたわけでござります。道路の構造を定めております道路構造令におきましても、むしろ自動車の通行といいますか、その自動車の物理的強度に耐えるというような点で考えられておりましたけれども、これがやはり時代の相違だと思ひますけれども、だんだん自動車が走る武器として非常に多くなりますと、やはり人との関係において別途の觀点から交通の安全ということを強調しなければならない、こういうふうに変わってきたと思ひます。そこで、最近非常にそういう問題が

もうというふうに考えておりまして、三ヵ年計画としたわけでございます。ただ、この三ヵ年計画はたまたま道路整備五ヵ年計画の最終年度——四十三年度と一致することになりましたけれども、それに合わせるというよりも、むしろ幾ら急いでものこのくらいはかかるだらうという観点からきましたと申し上げることが適當かと思ひます。

○村田秀三君 大体要点の質問は終わりますけれどもまだまだ出されました資料に基づいて詳細に検討したい問題があるわけです。それで一つだけ、一つは意見、一つは質問ということになるかもしれません、交通安全ということばで建設省が取り上げたということは、今回初めてじゃないかと私は思うのですが、その点どうかということと、それからまあ、そういう意味では交通安全の問題と道路構造の問題というものはこれは密接不可分である。こうお考えになつたからこのような措置をされたのかどうか、その点。

それからそれに関連するわけでありますが、今後はこの交通行政ですか、これは自治省関係、特

路管理者の立場からで、私どもは、道路構造を、道に到るふうに、道行政の分野でできるだけそのままいうふうに指導してまいりたのでござりますが、ただ指導だけでは現実問題なかなか伴わないので、つまり先ほど申しております交通安全施設の大部が、従前の法律によりますと、道路管理者の義務である、つまり県道においては県の責任である、市町村道においては市町村の責任である、こう考えられておりましたけれども、それで、それに対しては国の補助も出ないというたてが実情でございます。そこで今回、積極的にこういう交通安全施設を整備するという助成の道も明らかにしまして、そのかわり三ヵ年であるといふことで、緊急に整備する立場をとつたわけでござります。もちろん道路管理者だけではございません。これは、この法律でも私どもと警察庁と共同の提案になつておりますが、従来の道路管理者と国家公安委員会との関係、この関係もはつきりとして、非常にそういう関係を密接にいたしております。やはりそれぞれ分野がございますので、口のモデル線もそういうことから出発しております。非常にそういう関係を密接にいたしております。道路管理者としては、道路管理者としてやるべき分野をできるだけ積極的に進める、警察庁のはうども、分担されております分については、そちらのほうで積極的にやっていただく、両者において十分協力態勢をとつていくことがこの法律のまた大きな意味であるうかと思います。もちろんこのほかに、運輸省関係で、あるいは自治省関係でもござりますけれども、当面これだけの問題が速効的な効用があるということで一応新しい法案として御提案申し上げておる次第であります。

ともかくといたしまして、その持つております性格——性格といいますか、まあ根本的な欠陥といいますか、この交通量あるいは交通事故の数を土台にして安全施設を整備しなければならぬと、こういう趣旨になつておると思うのです。だから、この事故ができてしまつてから措置をするという性格になつておると思うのです。もともと、先ほど交通安全の問題につきましては、道路をつくるという立場からも重要視されておると、この傾向は私は当然だと思うのです。道路をつくらるということは、安全に交通をさせるということがこれはまあ土台でなければならないわけでありますから、そういう立場では、私は、国家公安委員会は通行する者の、人の、あるいは車両のそういうものに対するところの対策が主となつて、そうして道路交通上に基因するところの事故といふものを絶滅させましようというのが建設省本来のやうな任務ではないかと、こう私は考えるわけです。うしますと、事故ができましたから施設をします。そよとうことでは、これはやはり前向き、一步進んだ行政と言うことは私はできないのじゃないか、こう思うのです。したがいまして、これは緊急という文字がついておりますから、これは一面そういうことですと、いうことになれば説明はつきりますけれども、そうしますと、道路構造令に私は幾らか言及しなければならないのではないか。したがつて、いま事故がないと思っても、山岳道路なんかは、これは防護さくも何もない。ちょっと片足はずせば、まあ千メートルというところがあるかどうかわかりませんけれども、二百や三百メートルのところは相当にあるわけですから、もう危険が目の前にある。これがたとえ木の防護さくであつても、ちょっと注意を喚起するであろうし、同時に、ちょっとそれを歯どめすることができるということがあるので、道路をつくる際には、もう交通安全、災害を防止するのだとからこうしなくちゃならないというその実態を土

台にしてやつておるわけでしょう。今日のようになると、どんどんどんどんすべてのものが成長する段階、おそらく最も新しい資料といいますけれども、これは四十年度の資料に基づいて計画をなさったとするならば、その条件というものは、今日もううわつてはいると思うのです。さらに来年はもっと変わっている。となるならば、三年計画を立てても、二年目からは別に変えなければならないといふ要素が出てくると思うのです。したがいまして、そういう基本的な考え方というものがどうであるのか、それを前提にし、ながら、今日のただいまの条件の中ではこれきりしかありませんよという説明がつかないと、そしてまた、将来は道路と交通というもののとの関連の中で、道路構造会議は、先行的なものとは言いながら、実態に追隨をしていくという結果にならざるを得ない。私はやはりいつでも、まあ一二、三日前の建設委員会であります。しかし、そのことにつきましては、次の機会に、いろいろ先ほど申し上げました資料に基づきまして詰めていきたいこう存じます。きょうはこの程度にしておきます。

て私は事故はなくなると思うのであります。単なる施設の整備ではなくて、警察庁でそういう方面についてのこれと相まつ計画が、具体的に三ヵ年計画か五ヵ年計画か知りませんけれども、どういう意欲と熱意でこれをやられるのか、この点について御質問をしたいと思うのです。

○政府委員(内海倫君) お答え申し上げます。今回の三ヵ年計画に基づきます安全施設の整備の緊急措置につきましては、ただいま道路局長から詳しく述べておりますとおりに、当面交通上の危険を生ずると認められる道路に対しまして、二ヵ年の間に緊急に交通安全施設を整備するというものでございまして、まず、この措置によりまして、そういう対策をとりました道路につきましては、かなりの交通事故の減少というものは見込んでおりますけれども、これによりまして交通事故が絶滅するというふうなことは、遺憾ながらわれわれとしても見込み得ないところでございましてさればどの程度に減少するかということは、一応先ほども話のありました、建設省と警察庁などでモデル路線を定めました。そして、それに共同でモデル路線を定めました。そして、それにおいて施設を充実しておりますところの交通事故の減少の率などから考えまして、ある程度の歩合といふものは私どもも推定し得ておりますけれども、事故を絶滅するというような意味合いからいいますと、なかなか現状として期しがたい。ただ、御存じのように、現在は交通事故のふえる条件が多いところでございますから、何としてもまず事故をややさない、さらに積極的に事故を減らしていく、こういう対策が緊急にとられなければならぬ、こうしたことから今回の措置がとられておるわけでござりまするから、私どもとしては、この措置のとられる指定道路におきましては相当大幅な交通事故の減少というものは十分期待していいと思いますが、絶滅ということにつきましては、遺憾ながらこれはなかなか現実としては容易なことではないと、こういうふうに考えており

ります。こういうふうなものをいろいろな角度から総合しながら交通安全といふものを実現していくことが必要であり、それによつて初めて交通事故といふものも絶滅への道を歩み得ると考えます。そういう観点から考えますれば、今回の緊急整備といふこともいわば大きな対策の一部分であると、こういうふうに考えなければならないのではないかと、こういうふうに考えております。

○遠田龍彦君 大体警察庁のほうの考えはよくわかりました。それで、建設省の関係でありますけれども、建設省はそういう考え方に基づいて工事をするところでありますから、この工事をするにあたつても、私は整備をする安全度といふものをやはり十分考慮をして、こういう計画が三ヵ年つくられたと思うのです。そこで、事故の絶滅ということは、これ自体では必ずしも完全にできないということになります。一体建設省としては、この三ヵ年計画といふのは、将来また次に三ヵ年計画をお持ちになる、そうしないと、完全な事故の絶滅ということはできないわけでありますけれども、一体この三ヵ年計画といふのは、そういう長期展望に立つた一つの三ヵ年計画なのか。それとも、これ自体でもう終らうとするのか。それから事故率等の問題について、建設省としては、建設行政としてどういう把握をいたしておるのか、そういう点について御説明を賜わりたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おくれましてどうも恐縮でございます。事故率等については、あとで事務当局から申し上げますが、どの程度に御審議を願つたのか、途中からでありますから、あるいはちぐはぐになるかもしれませんけれども、この緊急交通安全の整備をいたしたいということは、いろいろ御説明、あるいは提案理由にも申し上げておりますが、現在改良を進めておりますところは、近代的な交通安全を考えてやつておりますけれども、御承知のように、道路整備がそう急速に間に合わない次第でございます。

なお、自動車がここまで発達しない時代に整備

いたしました道路も、自動車が地方にも非常に多くなってきておる、したがつて、歩道もないしまして、自動車が多くて学童の通学に非重に困る等、交通施設の面から、道路の面からどうしても交通事故等の激増を防ぐ必要がある交通環境をよくする、安全には、いろいろの交通道徳あるいは運転者の注意、その他養成等総合的にやらなければなりませんけれども、交通の環境をつくるということのが第一義であります。こういう考え方からこれをお願いをしておるわけでありますが、全国たくさんのあります、こういうところは。そこで、この場合、緊急三ヵ年計画として六百数十億の計画を立てましたのは、とにかく緊急に現在安全施設をやるべきところ、こういうところを建設省と公安委員会、警察庁などいろいろ検討いたしました。そしてこれを願いしておる次第であります。しかし、これで万全だとは思いません。自動車はますますふえるでありますし、交通事故等を防ぎ、安全をはかるためには、さらにまた、これが完了いたしましたら、三ヵ年計画なり五ヵ年計画を急速に策定して万全を期する段階に至るであろう、こういうことを考えておるわけでござります。

置、つまり道路の管理者は責任を持つておるのでござりますから、だまっておつてもやらなくてはいかぬ。だまつておつてもやるべきことがやられておらぬというのが実情でござります。それはいろいろ事情があろうと思ひます。地方の財政の事情もあるうと思いますが、そういうことでなかなかできなかつたものを、この際速効的に三ヵ年である程度まで整備しようということをございます。それができない限りにおいてはあらためて事故の発生状況等を分析いたしまして、次にははどういう手を打つべきかということは、これまた十分考えなければならないところでございます。これは将来交通安全の五ヵ年あるいは十ヵ年計画というものを立てるにとどめ、とりあえず必要であるという観点から三ヵ年という計画をとつたわけでございます。したがいまして、事故率もあくまでもこの三ヵ年計画との関係における事故率でございまして、これだけやればいいというものではもちろんございません。

ぬのでありますて、そういう点について、最後に大臣から、一体どういう構想とお考えを持つてゐるのかをお尋ねしておきたいと思います。
○國務大臣(瀧田山三男君) 率直に申し上げまして、從来御承知のとおり、非常に道路需要が大きくなり、これは自動車の発達と申しますか、産業の発達と申しますか、したがつて、まず自動車の通るところ、これを獲得あるいは舗装する、これに重点が置かれてきたのであります。私どもはこれも一つの考え方であろうと思います。しかし、現状を見ますると、極端な言い方かもしれないけれども、自動車のために人間が苦しめられる、あるいは交通は人間を阻害しておるじゃないかというような、極端かもしれないが、印象を受けたのであります。そういう意味で先ほど申し上げましたように、五ヵ年計画等に盛りまして整備しております道路は、安全施設等を考えやる方針にいたしております。まだこれも不十分であろうと思ひますけれども、今後は、当然いまおっしゃつたように、最初からそういうことを想定して、それを設計工事に織り込んでやると。いまやつております方法でありますのが、先ほど申し上げましたように、まだ改良は進まないところ、しかも、バスあるいはその他の交通機関がひんぱんに通る、どうしてもそれをやめるわけにいかないと、こういう事態のところを早く、とにかく町並み等は歩道をつくり、あるいはわゆる跨道橋をつくりガードレールをつくり、道路自体を理想的につくることが必要なんですねけれども、間に合わない。こういうことは別個にやらなければいけない。したがつて、これは從来の道路計画以外の仕事でありますから、おっしゃつたこと、十分私も同感でございます。

基準をつくるうとしておる、そしてまたその大きなものができておるこの基準ですね、これをひとつ明らかにしていただきたい。その資料はいつのものであるか、それからその資料に基づいて計算をいたしますと、事業量——金額ではなくて、いわゆる先ほどお聞きいたしました事業量、これがどの程度になるのか。そしてそれをはじき出しますと予算は幾らになるのか、それから、できまするならば府県別に概数が出るのか、出ないのかですね。これは出れば出していただきたい。それから自治省の国家公安委員会交通安全対策というのがこれはあらうと思うのです。それが文書か何かになつておりますれば、それをひとつ出していただく。それからいま講議をいたしました交通安全施設というものはあり得なくなつたのであるから、とするならば、道路建設の際に、完全なる交通安全施設を同時に並列的に、並行的にやつしていくとするならば、それに占める予算というものは何多くらいになるのかどうかという点。それからこれはこれから問題ということになりますが、地方の道路ですね、これは国道それから県道含めまして、非常に危険な個所、これはあるわけです。そこで事故は起きておらないけれども、あす起きるかもしれないという個所は相当これはあるわけですね。したがつて、それに少なくとも、まあ私は鉄のガードレールをつくりなさいということではありますまんが、山岳道路の場合ですね、まあそこに国有林があつた、国有林から國の丸太を切つてきて、そして防護さくをつくつてもよろしいのですから、そのように措置をするというならば、それがどのくらいの事業量になつて、概算どれくらいの予算が必要か、こういう点についてちょっと調べていただきたいと思います。

ので、そこまでは出ないかと思います。道路種別にどのくらいの延長をやるというような予想は出せるかと思います。それから総体でどれくらいにわれわれが考えておるかということは出ると思います。そのくらいの資料でお許しいただきたいと

三月二十一日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は一月十五日）

一、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
法案

それから最後にお話が出来ました、現在の県道あるいは市町村道でどれくらいの危険な個所があるか、これも判断によりましてたいへんむずかしいうござります。まあ簡単にいえば未改良のところは全部危険だということともいえるわけであります。これを数字的に出すのは、ちょっと私ども由信のある数字ではございませんので、まあいろいろ調べてみますけれども、御期待に沿えるような資料にはならないかと思います。その点は御了承いただきたいと思います。

○理事(稻浦鹿藏君) 次に連合審査会に関する件についておはかりいたします。

交通 安全施設等整備事業に関する緊急指図法案について、地方行政委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾することに御異議ございませんですか。

○理事(稻浦鹿藏君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。